

## 自動体外式除細動器（AED）貸貸借（レンタル）契約仕様書

### 1 件名

公立大学法人京都市立芸術大学 自動体外式除細動器（AED）貸貸借（レンタル）契約

### 2 設置場所

京都市立芸術大学内（代表所在地 京都市下京区下之町 57 番地の 1）



### 3 調達品仕様

#### 1. AED 本体機器 3 台

（想定品 「株式会社フィリップス・ジャパン製 ハートスタート FRx+e」又は「フクダ電子株式会社製 ベネハート C2」）

以下の条件を満たすものであること。

- (1) 新品・未使用の装置であること。
- (2) JRC 蘇生ガイドライン 2020 に対応していること。
- (3) AED、電極パッドとも医療用具（除細動器）として薬機法上の承認を得ていること。  
二相性波形による除細動器であること。
- (4) 成人に加え未就学児に対応できる機能を有し、電気ショック前であれば、成人・未就学児の切り替えを、電源を OFF にすることなく可能であること。
- (5) 日本語の音声ガイダンス機能を有し、動作を指示できること。
- (6) AED に CPR(心肺蘇生法)手順のコーチング機能が付いていること。
- (7) 電気ショックが必要であると判断した後であっても、傷病者の心電図波形に変化があった場合には、安全機能として電気ショックを自動的にキャンセルする機能があること。
- (8) 電極パッドは、あらかじめ本体に装着された状態であること。また、予備の電極パッドはキャリングケース内に収納されていること（別袋に収納でも可）。
- (9) 機器本体が毎日、セルフテストを実施できるものであること。また、異常があった場

合には、アラーム音や目視等で異常を確認できる機能を有すること。

- (10) バッテリーとパッドは一体型でないこと。
- (11) 機器の不具合等により、プログラム等を変更する必要がある場合は、賃貸者の責任で対応すること。
- (12) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会から「耳マーク」の利用承認を得た機種であること。
- (13) 修理保証期間を5年以上有していること。

## 2. AED 本体機器付属品 (AED 本体機器 1 台につき)

- (1) 交換用電極パッドカートリッジ 2 組 (成人用) 及び (小児用) 2 組、または、成人用・未就学児兼用 2 組
  - ・薬機法上の承認を得ていること。
- (2) A E D 救急セット
  - ・はさみ、人口呼吸補助用具、手袋等
- (3) 交換用バッテリー
- (4) 専用キャリングケース
- (5) 取扱説明書 (日本語)
- (6) A E D 設置表示ステッカー

※上記調達品の設置場所は、受注後に本学担当者と協議すること。

## 4 納入期限及び検収

令和 7 年 10 月 31 日

※納入日時は本学担当者と協議し調整すること。

※納入後、本学担当者による検収を実施することとする。

※検収が完了した時に納入が完了したものとする。

## 5 賃貸借期間

令和 7 年 11 月 1 日～令和 12 年 10 月 31 日 (60 ヶ月)

※AED 本体機器に契約期間を記載すること。

## 6 支払条件

本学の検収完了後、賃貸借料の均等額を令和 7 年 12 月末より毎月、受注者による適法な請求書及び賃貸借契約に基づき振込により支払う。

## 7 定期点検

平成 21 年 4 月 16 日厚生労働省通知「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実

施について」で求められている点検以外に、必要に応じて、受託者が性能を維持するための点検を実施し、異常の有無について設置担当者へ報告すること。また、その費用は契約金額に含むものとする。

## 8 消耗品

- (1) 定期的に交換が必要な消耗品は、使用期限前に速やかに交換を実施することとし、その費用は契約金額に含むものとする。また、AED の使用による消耗品の交換にも対応することとし、その費用も契約金額に含むものとする。
- (2) 交換によって不要となったバッテリーや電極パッドは、受託者が回収し処分するものとする。

## 9 保証

賃貸借期間中 AED に故障等が生じた場合には、無償で速やかに現状の復帰に努めること。賃貸人は直ちに無償で修理し、その修理期間中は同等の代替品を無償で提供すること。また、交換が必要な場合は同等品と無償で交換すること。

## 10 取扱説明

- (1) 納入に際し、担当者と打ち合わせを行い、本体及び付属品等の取り扱い説明を十分に行うこと。
- (2) 故障などに備え、毎日 24 時間対応できるコールセンターを有すること。

## 11 その他

- (1) 賃貸借期間満了後は受注者の負担において機器等を撤去すること。
- (2) 賃貸人は賃貸借期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険又は当該物件に該当する保険契約を賃貸人の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。